

高病原性鳥インフルエンザの リスクを読む〈下〉



(株)ピーピーキューシー研究所
代表取締役社長
加藤宏光

前号まで2004年以来の経過をたどってみた。あれから6年が過ぎ、鳥インフルエンザに対し、何が変わり何が変わらないのだろうか？
幸い、2004年の京都における事例を例外として鳥インフルエンザ発生で倒産の悲劇を耳にしない（廃業は数件あるが…）。しかし、鳥インフルエンザが発生した場合、それ以降の運営の困難さには大きな差異はない。

新たな行政の姿勢 リスク要因に関する情報

H P A I に関しては、想定される誘因として

(1)どこから
(2)どうして

(3)どうなる

が検証されなければならない。(1)どこから、といえばまず挙げられるのは中国であろう。昨年(2011年)1月にも中国では3人が鳥インフルエンザに感染して死亡している。中国でも人の感染や死亡に関しては無関心ではなく、成都の列車内で死亡した中年婦人については、接触した可能性のある140人に隔離处置が講じられ、感染拡大を予防す

る対策が講じられた。本来の感染源はもっぱら――

(1)どこから…

毎年の野鳥および鶏への発生パターンを見る限り、大陸から水鳥によつて運ばれることは間違いない。问题是2010年末までの最初のウイルス確認を考えると、まず韓国でカモもしくはアヒル等でウイルスが確認され、それから略々3週間後に日本で分離される、という経過をたどっていた。しかし、一昨年では韓国に先立つて10月26日に北海道でカモのふんから分離され、その後3週間経つてから韓国で分離されている。

これは、大陸からウイルスを保有する野鳥がまるで緜囂爆撃をするかのように日本、韓国のみならず広範囲の国々へ拡散していくことを示すものであろう。つまり、現時点でもが国の何時何処でH P A I が発生するかを予測することが困難であるということを意味する。

(2)どうして…

カモやハクチヨウが保持しているウイルスがどの経路を伝わって養鶏場へ侵入するのかが最重要的情報で

あるが、現時点では予測しかできな
い。2009年に公開された《高病
原性鳥インフルエンザ発生を防止す
るためにー(社)全國家畜産物衛生指
導協会ー》にはこれまでの発生事例

の調査を基に HPAI 発生防止への
心構えが細かく記載されている (イ
ンターネットで閲覧できる)。

野鳥・野生動物による侵入の防止
の項には、鶏舎には 2 センチメート
ル以下の網目の防鳥ネットを上から
覆うように、ゆつたりと垂らすよう
に張り、間隙を塞ぎましょう。ま
た、破損が見つかったら、直ちに補
修しましょう。防鳥対策と同様、間
隙を塞ぎ、ネズミの侵入を防止しま
しょう。ネズミを見つけた場合、そ
の侵入経路を見つけ、捕獲装置の設
置、殺鼠剤の使用により駆除しま
しょう。鶏舎周辺、農場敷地封締お
よび農場内の道路へ消石灰を散布し
ましよう。鶏舎の中に入つたら、す
ぐに扉を閉めましょう』とある。

また、本文の中には《黒バエは發
生後約 1 週間後に行われた調査で、
発生鶏舎から 2 キロメートル程度ま
での複数箇所で採集したオオクロバ
エとケブカクロバエからウイルス遺
伝子が検出され、オオクロバエから

はウイルスも分離されました。鶏の
ウイルスと同じウイルスで、発生鶏
舎の鶏によって汚染（機械的伝播）
したと考えられています》と解説さ
れている。

実際、筆者が種々の形態の鶏舎を
巡回した経験から言つても、1 万羽
以上の鶏舎を完全に防鳥網でくるん
で一羽のスズメも入らないようにな
きる設備は少ない。ましてネズミに
関しては、よほどの注意をしている
ところであつても、その侵入・繁殖
を抑えきれないのが現実である。

マニュアルで警告するのは易し
い。しかし、いざ発生した時に『マ
ニュアルに書いてあるでしよう!!』
と言わんばかりに評価されることは、當
事者は困惑するばかりである。

(3) どうなる…

疑わしい病鶏が発生し、病勢鑑定
で HPAI と確定すれば、検疫工
アに関してまずは鶏、タマゴ、鶏ふ
んやその他の器具など、すべての移
動が禁止される。当初はタマゴの移
動が開始されるのは、鶏を含むその
他の資材と同様、鶏の殺処分終了後、
隔週で 2 度巡回を設置し、一切 H
PAI 感染が起きないことを確認して
初めて許可された。

しかし、2005年の茨城のケー
スでは PCR 法（遺伝子検査法）を
応用して 1 週間で移動できることに
なった。さらに今回（2010～
2011 年）は 24 時間（最短 8 時間
と聞く）で移動が再開できることに
なった。LPAI で抗体は陽性でも
ウイルスを分離できない群に関しては、
は、当該群が十分に隔離できる条件
の下にタマゴの出荷ができるよう
に制限が緩和されたことはすでに述べ
た通りである。

HPAI 発生群については、行政
の処置として直ちに殺処分が実施さ
れる。発生農場への行政対応が従来
通りであることは、防疫の意義を考
慮するならば言うまでもない。さら
に、殺処分に対する死体の処理方法
が、埋却を主とするよう変更され、
養鶏を営む場合、万が一のケースに
対応するため《成鶏ー150 日齢以
上をいうー100 羽当たり 0.7 平
方メートルを確保、もしくは焼却。
方メートルを確保、もしくは焼却。
化成のための準備措置を講ずること》
が定められた。

世界保健機関（WHO）による
と、同ウイルスには 2003 年以降
565 人が感染し、331 人が死亡
した。ピークの 2006 年には世界
63 国に広がり、死亡・殺処分さ
れた家kins は 4 億羽、経済損失は
200 億ドルに上った。

その後、鳥インフルエンザはこれ
らの国で収束したが、中国やバング
ラデシュで再び発生した。

世界を俯瞰した場合の 新たな鳥インフルエンザの動き

（以下 CNN ニュースより引用）

AO（国連食糧農業機関）は HPA
I（H5N1）ウイルスの変異株が
ベトナムと中国で見つかったことを
明らかにし、周辺諸国に広がる恐れ
もあるとして警戒を呼びかけた。

FAO によれば、変異株は現行の
ワクチンが効かないとみられ、人体
への危険も予測できない。ベトナム
初の流行はタイやマレーシア、カン
ボジア、さらに朝鮮半島や日本に及
ぶ恐れもある。最近ではカンボジ
アで 8 月、鳥インフルエンザの感
染により 1 人が死亡し、同国では
2011 年に入つて 8 人目の死者となつた。

世界保健機関（WHO）による
と、同ウイルスには 2003 年以降
565 人が感染し、331 人が死亡
した。ピークの 2006 年には世界
63 国に広がり、死亡・殺処分さ
れた家kins は 4 億羽、経済損失は
200 億ドルに上った。

ラデシュ、インド、インドネシア、ベトナム、エジプトにはウイルスが残り、最近ではネパール、モンゴルやルーマニア、ブルガリア、イスラエル、パレスチナ自治区にも広がっている。FAOは、渡り鳥がウイルスを運び、鶏肉の処理や売買で感染が広がっているとの見方を示し、軽快と監視姿勢が重要だと強調した。

(以下潮流ニュースより抜粋)

12月22日..
エジプトで29歳男性がH5N1鳥インフルエンザで死亡

12月16日..
エジプトで母子がH5N1鳥インフルエンザに感染、母親が死亡

11月30日..
エジプトで31歳女性がH5N1鳥インフルエンザに感染、危篤

11月17日..
FAO、中国農業省、中国南部の課金市場でH5N1—2.3.3.1株が拡大と警告

11月14日..
インドネシア、バリ島で死亡した兄妹の母親もH5N1感染で死亡

11月10日..
エジプトで6歳女兒がH5N1

日本、松江市で死亡したコハクチョウからH5N1亜型ウイルス検出

11月3日..
エジプト、1歳男児のH5N1感染報告

10月10日..
インドネシア、バリ島で兄弟、西ジャカルタで女児がH5N1鳥インフルエンザで死亡

9月21日..
インド、西ベンガル州で課金の間でH5N1ウイルスが拡大

8月31日..
WHO FAOの見解に反発、H5N1変異株の人への危険性は変わらない

8月31日..
アジアから拡大しつつあるH5N1変異株は従来の人用ワクチンが無効の可能性(香港専門家)

6月16日..
エジプト保健省、5例のH5N1鳥インフルエンザ感染例を報告

6月10日..
カンボジア、7歳少女がH5N1鳥インフルエンザで死亡

6月2日..
インドネシア、H5N1による3歳女児の回復例を発表

6月2日..
エジプト、H5N1による30歳女性の死亡例を発表(5月例)

5月20日..
世界的に再流行の可能性と警告

5月10日..
カンボジアで6歳少女がH5N1鳥インフルエンザで死亡

5月10日..
エジプトで27歳男性がH5N1鳥インフルエンザで死亡

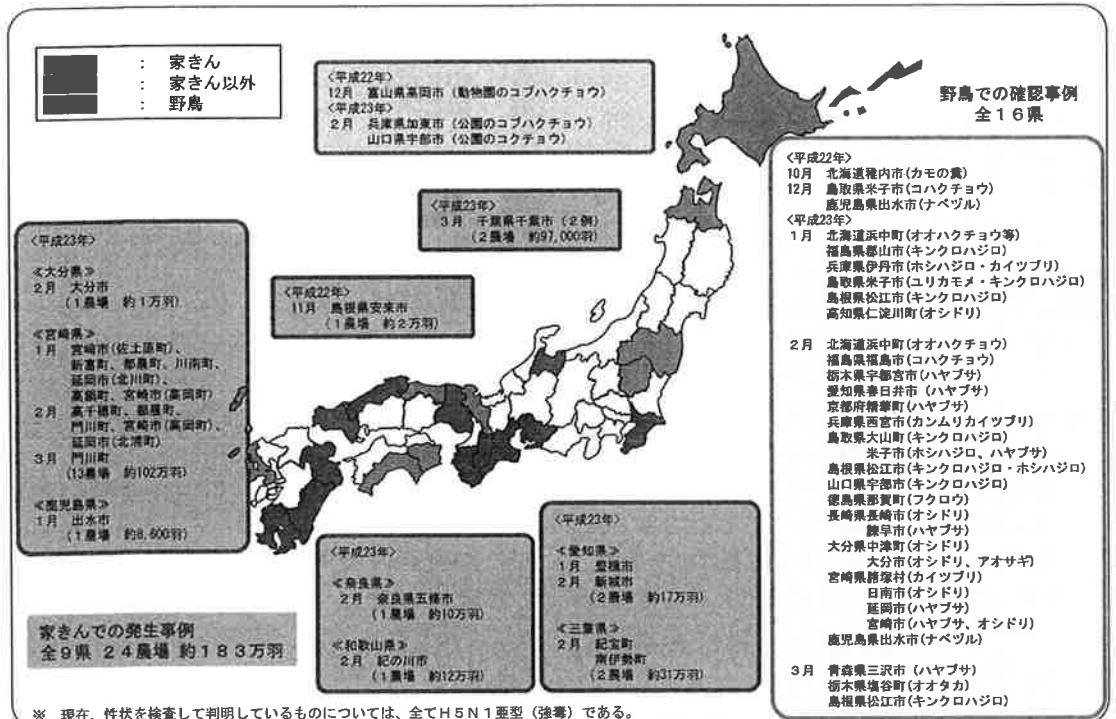
5月10日..
エジプト保健康省、27歳男性がH5N1鳥インフルエンザで死亡したことを発表

5月10日..
エジプト保健省、5例のH5N1鳥インフルエンザ感染例を報告

5月10日..
山県で1農場・約12万羽、3月に千葉県で2農場・約97000羽の合計185万羽あまりが殺処分に処せられている。

リスクを読む

以上、昨年12月から半年間を過った記録からH5N1亜型鳥インフルエンザに関するもののみを選んで記述した。先にも述べたように中国では1月に3名の鳥インフルエンザ感染による死亡者が出ていた。わが国では2010年11月に島根県安来市の約2万羽の農場で発生して以来、1月に鹿児島県で1農場・約8300羽、愛知県で1~2月に2農場・約17万羽、1~3月には宮崎県で13農場・約102万羽(ブロイラー、ブロイラーブリードを含む)、2月に大分県1農場・約1万羽、3月に三重県で2農場・約31万羽、2月に奈良県で1農場・約10万羽、和歌山県で1農場・約12万羽、3月に千葉県で2農場・約97000羽の合計185万羽あまりが殺処分に処せられている。



* 現在、性状を検査して判明しているものについては、全てH5N1型（強毒）である。

図 平成 22 年度における高病原性鳥インフルエンザの確認状況

あつたのに比較しても大変な羽数増加である。

こうした状況下で、先の HPAI や LPAI 発生防止マニュアルの巻頭には《2007年の発生においてはいずれの農場でも早期発見、早期通報がなされるとともに関係機関による迅速な貿易対応により、発生規模は最小限に抑えられ、速やかに清浄化されました》とされている。

そして今回改訂された高病原性鳥インフルエンザおよび低病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染病防疫指針（平成 23 年 10 月 1 日施行）では、届出の迅速を義務化し、遅れた場合には補償を限定する旨が加えられている。理論的にはまったくその通りであるが、日々の管理で非常の場合をどの程度に想定できるものかが心配である。

こうした諸事情を踏まえて、生産者サイドで何ができるのであるか？ 生産者サイドに立脚し、共生を目指す筆者たちは、せめてリスクの先読みをするために、①野生動物のうちスズメ・ネズミ（この 2 者が鶏舎に侵入する可能性の大なる野性動物であることは周知の通りであ

る）感染履歴をモニタリングする方法の確立②ダストに付着して舞い飛ぶ可能性のある極めて微量のウイルスを検出する方法の確立③行政で行う検査方法と同一の検査方法で並行して検証ができるよう努力する——の 3 項目を達すべく努力している。これらが達成できた場合、HPA I を防除できるのか？！ という問い合わせが生じることは承知の上である。しかし、今そこにある危機要因を知れば、行政への違った形での働きかけに対しても根拠が得られるものと信ずる。今回の連載に際して、昨年末の韓国における取材内容を賦するつもりであったが、時間とスペースに余裕がなかつたため、改めて紹介する機会を得たい。

（終）